特別徴収関係書類に係る留意事項

①今回の税額決定通知書は、令和7年4月11日に印刷したものです。

今回の税額決定通知書は、<u>印刷日(令和7年4月11日)までに三木町に到着した異動届出書や確定申告書等の内容を反映</u>しています。このため、令和7年4月12日以降に到着した異動届出書や確定申告等については、税額への反映がなされていない可能性があるため、後日、「税額変更通知書」が送付された場合は、必ずご確認ください。

また、<u>確定申告書につきましては、税務署からの申告書データの受信遅延のため、</u> <u>三木町に未着となっている可能性があります。</u>確定申告をされている従業員様からの問い合わせがあった際は、上記についてご周知くださいますようお願いいたします。

②全ての事業主様の皆さまに、従業員の方の個人住民税を特別徴収(給与天引き)していただきます。

香川県と県内全市町は、個人住民税の特別徴収を徹底するため、本取組を令和元年度から実施しています。

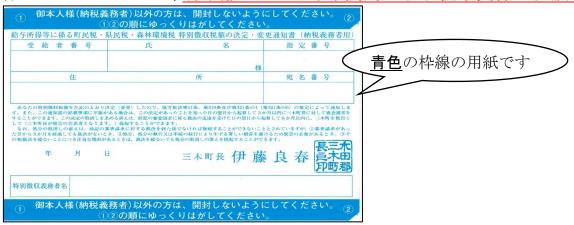
徴収方法については、原則、ご提出いただいた給与支払報告書(給報)に基づいておりますが、<mark>給報の摘要欄に「普通徴収希望」の記載がある場合でも、普通徴収該当</mark>理由書の添付がないもの、給報の摘要欄に(普A~普F)の記載がないもの、書類の不備(記載内容の不備も含む。)があるもののほか、下表の普通徴収の該当理由に当てはまらない場合は、特別徴収としております。

にはよりない物目は、行が以外としてはりょう。	
略号	普通徴収該当理由
普A	総従業員が2人以下
	(普B~普Fの理由に該当する全ての従業員数(他市町分を含む。)
	を除いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収されている方(例:乙欄該当者)
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方
	(年間の給与支払金額が930,000円以下)
普D	給与の支払が不定期な方(例:給与の支払が毎月でない。)
普E	事業専従者(給与支払者が個人事業主の場合のみ対象)
普F	退職又は退職予定者(5月末日まで)

特別徴収になっている従業員様について、上記の普通徴収該当理由に当てはまり、かつ、普通徴収への変更を希望される場合には、同封の「特別徴収に係る給与所得者 異動届出書」の提出により、徴収方法の変更手続を行っていただきますようお願いします。

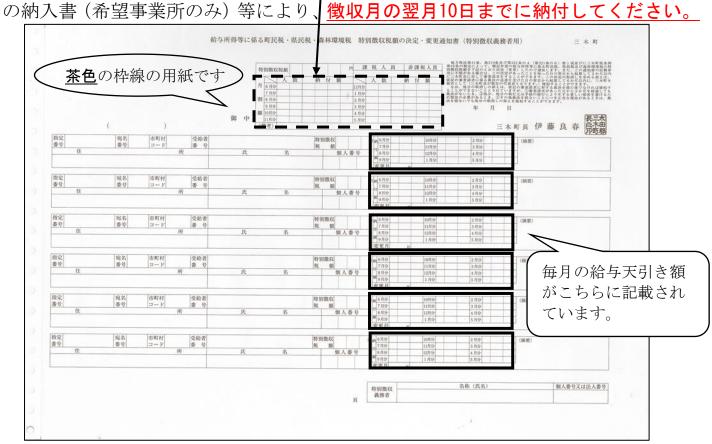
<mark>③特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は、開封せずに従業員様にお渡しく</mark> ださい。

令和2年度以降、<u>プライバシー保護の観点から、従業員様に配布していただく税額</u> <u>決定通知書(納税義務者用)の用紙を圧着仕様</u>にしています。特別徴収事務のご担当 者様におかれましては、切り離した上で、未開封のまま従業員様にお渡しください。



④特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている金額にて、従業員様ごとに、給与天引きしてください。

従業員様から給与天引きする金額の合計額が通知書上部に記載されています。同封



なお、従業員の退職・休職・転勤等により、特別徴収ができなくなった場合は、 同封の「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を三木町役場税務課へご提出くだ さい。当該書類の提出がなかった場合は、普通徴収への切り替えができず、特別徴 収が継続されたままになりますので、ご注意ください。